

兼 兼 兼
編 集 人 東 栄 町 役 場
行 者



豊 橋 市 東 八 町
印 刷 所 水 鳥 印 刷 所

第 47 号

豊 作 を 祈 り つ

農地法一部改正のあらまし

農業生産法人
農地信託制度 新しく生れる

農地の売買、贈与、転用、貸借、または貸付地（小作地）返還の場合、農地法で統制していることはご承知と思います。その他、農地法では色々のことを定めています。昨年七月にも農地法が一部改正され県発行の「チラシ」を回覧しましたが改めてここに再認識していただくため新しく生れた農業生産法人、農地信託制度等についてお知らせし、農家の皆さんの御協力を得たいと思っております。

◎ 農地法はどのように
かわったか

これまで、農地等の権利を取
得した結果、農地の面積が二町二
反歩（採草放牧地の場合一町七反
歩）をこえる場合は原則として認
められませんでした。これからは
農地等の権利取得後の面積が二
町二反歩（採草放牧地の場合一町
七反歩）をこえる場合であっても、
その取得後において、主として
自家労力によって効率的に経営
することができるものと認められると
きは、許可があたえられることを
原則とするようになりました。

2 法人（農業生産法人）が農地
等を取得して農業を行なへること

◎ 農業生産法人とは

農業基本法に基づき施策の一つ
として「農業経営の協力の助長」
がうたわれ、その趣旨にそって農
地法においても新しく農業生産
法人が認められることになりました。
しかし法人による農地等の権
利取得が無制限に認められるので
はなく、法人組織を農事組合法人
（これは農業協同組合法の改正に
より創設された新しい法人制度）
合名会社、合資会社、有限会社の
四つに限定し（株式会社除外）し
かもこれらの法人が次の六つの要
件のすべてを備える場合に限り農

等を取得して農業を行なへること

地等の権利取得を認めることとしこれを「農業生産法人」と呼んでいるのです。

(1)その法人の事業は、農業（これとあわせ行なう林業および農事組合法人の場合は農業とあわせ行なう共同利用施設の設置などを含む）およびこれに附帯する事業に限られること。

(2)その法人の構成員はすべてその法人に農地等を提供（出資、売渡、貸付け、）した個人またはその法人の事業に常時従事する個人であること。

(3)法人の構成員以外の者から法人が借り受ける小作地は、経営農地等の面積の二分の一未満であること。

(4)その法人の常時従事者である構成員が議決権の過半を保有すること。

(5)その法人の事業に必要な労働力のうち雇傭労働力は二分の一以下であること。

(6)その法人の利益配当について定款で「従事分量配当をする旨、または貸付配当を年六分をこえない範囲内とし、なお剰余があるときは従事分量配当をする旨のどちらかが定められていること。」

◎農地信託とは

農地信託のねらい——現在の農地法は色々統制があり農地の流動性を欠くうらみがあり、農家の人手が足りなくなったり、他によい就職口がみつかり離農したくなって、いったん小作に出せばなかなか返してもらえないとか、不在地主となって買収されてしまうからというので、荒し作りとか、耕作放棄をする傾向が強くなっていきます。これでは、農地の有効利用、農業構造改善の立場から好ましくないのです。これを是正し、農業構造改善に寄与するため農地の流動化をはかるうとするものです。

農地信託を取扱うところ——農地信託は農業協同組合で取り扱います。農地信託の種類 (1)貸付運用信託（適当な相手を見つけて貸付けてもらう） (2)売渡信託（売渡してもらう） (3)売渡貸付運用信託（売渡目的で信託に出しても適当な買手が見つからないときは貸付けにきりかえる）

信託規程の大意 (1)売渡し又は貸付けの相手方を指定した信託、小作地のみの貸付運用信託、創設地の貸付運用信託は引受けなく。 (2)貸付運用信託の信託期間は六年以上、売渡貸付運用信託の信託期間は七年以上であること。 (3)信託契約を結んだときは、農業

委員会に通知すること。 (4)二信託農地の売渡し、貸付けの相手方の選定はあらかじめ農業委員会の意見をきく。 (5)本信託財産の公租公課、保険料、修繕費、事務管理費等は委託者負担とし、信託財産についての収益の中から支払うこと。 (6)貸付信託の場合の小作料には、小作料統制が適用される。 (7)農地信託の利点

農地信託事業を行なう農協が信託によって農地の所有権を取得する場合と、信託が終って委託者に所有権を返す場合には、農地法上の許可がいりません。 (8)貸付信託期間が終って農地返還の場合貸借借解約の許可がいらない。

信託農地は不在地主として取扱われぬ。 (9)その他の法令の改正の主なもの (10)五〇坪未満の農地を、農家が自家用の農業用施設を作るために転用する場合は、農業委員会の確認を受けることにより地目変更が出来る。

農地転用許可

申請の励行

以上が農地法一部改正のあらましですが、最近農地の無断転用が見立ち、ことに農地に植林をする

ため隣接地の人々が迷惑になり、農業委員会に調整申立が提出され委員会に於いて調査協議致しておりますが、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法第四

条、第五十条より規制されており知事の許可を受けなければならぬことになっており、無断で転用した場合は罰則規定等もあります。 (11)そこで農地の転用（地目変更）の許可を得る場合は農業委員会を経由し知事に次の許可申請をしなければなりません。

1 農地法第四条の規定による許可申請 (12)農地の所有者が自分自身で農地を耕作以外の他の用途に供する場合

2 農地法第五条の規定による許可申請 (13)農地の転用を目的とする所有権の移転、賃借権等の設定をする場合 (14)右の如く、自分の所有する農地を自分で、宅地、その他の施設、山林等に転用し、又転用を目的に売買、賃借借をする場合はいずれも禁止されており、知事（五千坪以上は農林大臣）の許可を必要としますので、宅地にする時も植林したい時も部落の農業委員、又は役場農業委員会事務局に事前に申出て処定の手続きを取り隣接地に迷惑が掛らないよう御協力をお願いします。

花いっぱい運動について

本年度も花いっぱい運動を続けたいと思います。

町ぐるみ心を合せて町を美しくしましょう。花を愛する心は人を愛する心につながるものです。庭の片隅の花壇に咲く朝顔、つるべとられてもらい水という心がわかれます。

日本の代表的な花である菊の栽培も余暇を利用するよい方法と思えますので、次のようなことを計画しましたのでお知らせします。

記 (15)菊の苗分譲について

- 一、苗の品種は数十種あること
一、苗代は実費
一、分譲先、東栄町大字本郷 鈴木 正殿あて
一、申込 六月下旬まで
太管細管別と花の色を書き添へてハガキで予約して下さい
次に花いっぱい運動は菊だけではなく、在来からの花を開地を利用して四季折々の花を咲かせ、苗を交換したりして、みんなで楽しみ、温い心やさしい情を培いましょう。

(東栄町新生活運動協議会)

「みんなで交通事故をなくそう」

東栄町交通安全推進協議会発足

町内の交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期するために五月二十四日、東栄町交通安全協議会が組織され役場に於て初の協議会が開催されました。

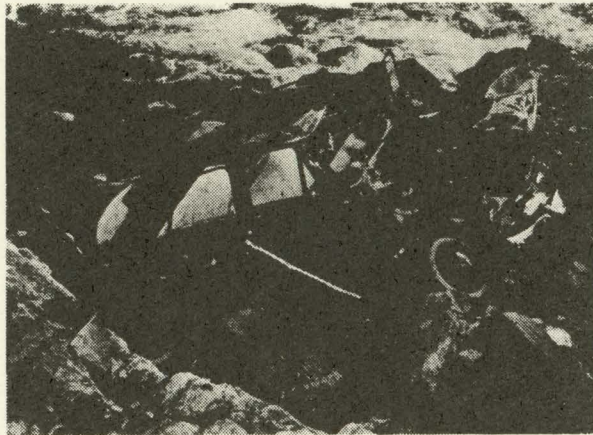
協議会設置要綱により会長に原田東栄町長、委員には町議会代表者を始め各種団体の代表者六十三名が委嘱され、設案警察署田丸次長の臨席を得て、交通安全推進について熱心に協議されました。最近頻々として交通事故の起つておる時機だけにその成果は期待されております。

尚協議会のスローガンと実施強調事項は次の通りであります。

スローガン
みんなの力で、交通事故をなくそう。

実施強調事項

- (1)
 - ア、右側通行を励行しよう。
 - イ、交通信号を守り、横断歩道を正しく渡ろう。
 - ウ、車の直前直後の横断はやめよう。
 - エ、幼児の一人歩きと、路上遊戯はやめさせよう。
 - オ、道路へのとび出しはやめよう。



飲酒、無免許運転による事故現場

以上の申合せ事項を皆んで守り交通事故のない明るく、楽しい町づくりを協力して下さい。

- (2) 自転車使用者
 - ア、自転車は、道路の左端を一行り励行しよう。
 - イ、自転車には、灯火と反射器をつけよう。
- (3) 運転者
 - ア、飲酒運転、わきみ運転を

- やめよう。
- イ、ことも、老人をみたら徐行しよう。
- ウ、速度制限を守ろう。
- エ、指定場所での一時停止と徐行を励行しよう。
- (4) 道路環境
 - ア、道路に物をおかないようにしよう。
 - イ、正しい駐車につとめよう

東栄町森林組合

第七回通常総会終る

昭和三十八年五月三十日午前十一時東栄町森林組合大会議室に於て第七回通常総会が開催された。

本総会には、昭和三十七年度業務報告承認の件、振草森林組合を吸収合併する件、昭和三十八年度

事業計画決定の件、昭和三十八年度林道事業決定の件等の外多くの重要案件が提出されたが何れも原案通り承認可決された。尚本年は役員改選期に当り本総会に於て同時に左の役員が選任された。

東栄町森林組合役員

- | | |
|----|--------|
| 理事 | 原田 政久 |
| | 柴田 静雄 |
| | 藤原 秀吉 |
| | 本田 哲次 |
| | 伊藤 美之 |
| | 沢井 太一 |
| | 原田 昇 |
| | 佐々木 憲 |
| | 夏目 美治 |
| | 谷 辺 元 |
| | 伊藤 豊太郎 |
| | 原田 研作 |
| | 佐々木 太郎 |

監事

- | |
|-------|
| 鈴木 久次 |
| 杉平 忠雄 |
| 伊藤 保市 |
| 原 寿真司 |
| 片桐 美治 |
| 伊藤 利吉 |
| 森谷 貞夫 |
| 原田 林平 |
| 鳥嶋 英雄 |
| 青山 清 |

※新組合長等決る

昭和三十八年六月四日午前十時より東栄町森林組合役員会が開催され理事の互選により組合長、副組合長が左記の通り決った。

記

- | | |
|------|-------|
| 組合長 | 杉平 忠雄 |
| 副組合長 | 柴田 静雄 |
| 〃 | 伊藤 保市 |

成果の上つた学校給食

東栄町内の小中学校の給食はその施設もその備品も揃って完全給食が実施されるようになりました。

が、児童生徒の保健に深い理解とご支援の賜であります。

県下の各市町村中一〇〇％に達したところは数多くありません。また改善しなくてはならない学校近代的な機械と器具を入れなくてはならない学校も、あるがこれまでにない学校は、保護者の皆様が健全なる身体に健全なる精神が

宿るといふ哲理を、この学校給食
によって科学的に合理性をもたせ

て、黄金に優る子宝を育てる為
に、今後共々協力をお願いします。

愛し子のために

明るい家庭を

世の総ての子どもたちが、すく
すくと心身共にすこやかに育つこ
とは、人の親として心からの願
であり、たれもがそうありたいと
努力している処であります。

然しながら、新聞の社会面から
は「非行少年」と云う悲しい文字
は消え去らないのもまた事実であ
ります。

悲しい不幸な少年の出る原因は
幾つかあります。

社会環境の故と云う人もありま
すし教育上の問題だと云う人もい
ますが悪いの場であり、困らんの
場である家庭の環境作りも欠くこ
とのできない重大なものであるこ
とを忘れてはなりません。

◆家庭は子どものこいの場

子どもたちにとって家庭にまら
る悪いの場はありません。

子どもたちは、小さくなりに反
達同志の関係、先生との関係、勉
強のこと、遊びのこと、等と心を
配り一日を終えて帰ってくるので
す。

そこで当然のように明るいな
やかな場としての家庭がほしいと

云う慾求心をもって帰ってくるの
ですから子どもが帰って来たとき
家庭の雰囲気はその反対であった
としたらどうなることでしょうか。

「似たもの夫婦」と云う言葉が
あるように家庭のような小さな集
団の中では性格が段々似てきます
それは知らず知らずのうちにお互
が感化し合い影響し合っているか
らにほかなりません。

家庭内には申すまでもありませ
んが親子、夫婦、兄弟、嫁姑のよ
うに色々な人間関係がありますが
それらが円満なものであってこそ
明るい子どもとして成長もし、幸
福な生活ができること云へます。
また家庭は一家団らんの場合で
もありません。

家族間のつながりがよければよ
いほど家庭は真に楽しい「楽園」
となります。

笑顔が窓辺にうつり家族の笑声
や子どもの歌声が流れ出ている家
庭、それは考えて見ただけでも楽
しいものです。

総ての家庭がこのような家庭で
あったとしたら悲しい、暗い非行

少年の影は消えて子供たちも「や
っぱり家はいいなあ」と思うこと
でしょう。

それまでにするには色々な悩み
や、それをばはんでいる幾多の問
題や事情もあります。愛し子
の性格を創り出すために明るい家
庭がどんなに必要であるかと云う
点に想いをいたされまして歩一歩
と実現に向けて努力の積み重ねを
していただきたいと思ひます。

子どもを叱ると云うのと、厳格
と云うのは似てはいても同一の言
葉ではありません。

鞭と云うことは一言で云へるも
のではありませんが親の考えで子
どもを見て叱りつける「片側通行
」の様なやり方ほど危険なもの
はありません。

昨年、東栄町PTA連絡協議会
が調査したのによりますと親から
叱られた時、自分は悪くないのに
と思うと答えたものが六三%もあ
り、叱られる理由がわからないと
答えたものが三九% (三割九分)
もあると云う数字が出ています。

親は子どもの真の理解者であ
ってほしいと思ひます。子どもの気
持ちはよく聞いて本当に悪かった
と悪かった事柄を子どもが理解し
納得する叱り方が必要であります
し、子どもの心の中を理解する努
力と寛容度が必要であります。

長男とか、末子とか、学校の成
績のよしあし等にかかわらず、か
たよらない愛情をそそいでやっ
て下さい。

子どもたちは本能的に親の愛情
を求めております。少しだけでも多
くの愛情を願っております。

子どもの意のままにさせること
は、

公営住宅完成する

先に三月一日付で入居希望者を
公募いたしました昭和三十七年度

建設の公営住宅二十戸が三月三十
一日をもって竣工いたしました。

県係官による竣工検査も四月十二
日終了し、第一次入居者も決
定して五月一日より入居いたしま

した。

建設地及び戸数は左のとおり。

- 小野 団地 四戸
- 下田 団地 四戸
- 松久保団地 四戸
- 上奈根団地 四戸
- 古戸 団地 四戸

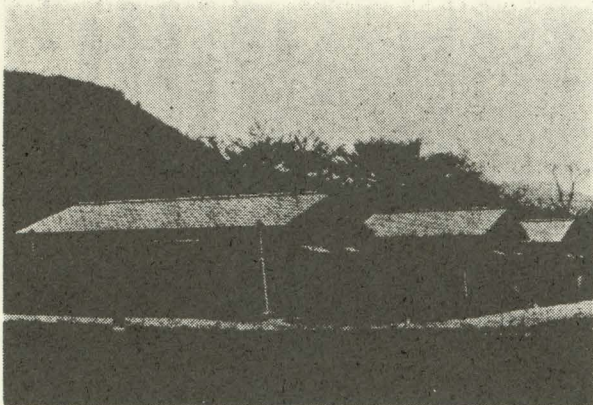
計二十戸

尚、ただいま第二次
の入居者を募集(松久
保三戸、上奈根三戸、
家賃月二千二百円)し
ております。

現在住宅にお困りの
方は、役場厚生課まで
申し込み下さい。

写真は

竣工した公営住
宅下田団地



農家の食生活は、都会の人の食生活と違った意味で考える必要がありま

農繁期になると、多忙に追われすぎてお腹をふくらせることを第一とする主食主体の食習慣から仲々抜け切れません、激しい労働と栄養のアンバランスが次第に健康を破壊する事を、もう一度農家の人々自身が再認識していただきたいと思

ではどうしてこの問題をどういう方法で解決したらよいか？ということになりませんが、年々人口(特に青少年層)の減少して行く北設の現状を考えると、それは必ず「共同化」という線につながると思

その中でもっとも必要な身近なものに「共同炊事」が挙げられま

「共同炊事」とはその説まれる通りの農繁期中副食を部落で共同して作

そうしても「場所がない、用具がない」といってしまえばそれまでですが、もう一度まわりをまわしてみ

既に設案普及所管内では五ヶ所

津具では一ヶ所、早いところでは四年前からスタートし年々多くなる傾向に

何故共同炊事がよいか。それは1、栄養のアンバランスが防

2、主婦の労力が非常に少なくなる。3、多量に購入するため経済的である。この外料理をいろいろ覚

普段もそういうものを作る食習慣がつくなどが上げられます。暑に起きて星を仰いで帰る。嫁

共同炊事のすすめ

は手間の代名詞といったことはもう前世代のものとしたいもので

去る十五日に行ないました婦人学級の暮しについてのアンケートに於いて「疲れがひどいから早く直す方法を知りたい」というのが五〇%ありました。

「疲労」―栄養の偏重と過労とが最大の原因として挙げられま

どんなことでも一つの事柄を新しく始めるには決断と周到な用意が要求されますが、皆さん今年度の農繁期の慌しさを振りかえ

っみて下さ。家中が田にいっておひるになれば目先の変わった副食が用意されて

いる。又夕方になれば同様にすぐ食膳につくことができる。それはどこの家もが共同炊事の食事のため

に人を備った場合でも「自家の料理と他家の料理が余り変らない様に」などという気兼ねは全然ありません。作ってくれる人も交代

ですからその方の個人的な心配も無用です。疲れ果てて帰り漬物と佃煮でかっこんだ生活、食事に一人がかか

り切りでなければならなかった今までの生活と比べてみて下さ。食事の運搬は夕方など学校から帰った子供がよっこんで運びま

す。来年も又農繁期はやってまいります。いろいろ皆で考えそして少しづつでも楽しい生活、主婦も農繁期だって夜テレビでも皆と笑ってみられるようになりたいもので

す。先日、設案と津具へ共同炊事を見学に行つてまいりました。

一食の経費二十五円平均、材料は各自の家にあるものは持参しそれも計算に入れてのことです。有

線放送も入れているところもありました。どこでも始めは仲々大変だったとか、ですが一年づつ設備もよくなりやり方も工夫されてグループもふえ全く楽しいものにされて

ます。老人や子供達が四時頃になるとたのしみに運びにやってきま

た。いっくらよいことでも行ってみてこそ始めてよさも分り意慾も出て来るものです。今全農家で一ばん多い傾向として上げられる健康上の障害は次の五項目です。

1、腰が早く曲がる。2、体力の衰えが早い。3、口角炎になり易い。4、虫歯ができる。5、身体がたるい人が多い。

こんな余分なものはこの機会に一日も早く追放するようにしたいものです。

いつまでも若々しい美しいお母さんであることが子供の願いであるように「健康」が一家の幸福のシンボルであるということをよく考えて少しづつでも歩みを進めようでは

ありませんか。(生活改善普及員)

最近犬を愛好される家庭が年々増える傾向にありま

す。現在東栄町内に登録済の犬は約三百頭所有されておりますが、

犬の所有者へお知らせ

「放し飼いはやめて下さい」



最近犬を愛好される家庭が年々増える傾向にありま

は三五〇頭に達するものと推測されます。飼犬には番犬、猟犬、愛玩等所有者によっていろいろな目的も異つておると思われますが、又飼育の方法にも種々あるよう

す。あなたの家庭の犬はどのよう

に飼育されておりますか。ここでは是非お願いしたいこと

は、犬の放し飼いは出来得る限りやめていただきたいことです。最近役場へ申込まれる放し飼ひされた犬による家畜や農作物の被害届けが増えております。このように

隣、近所に迷惑のからぬよう、そして他人からも愛される飼犬であるよう所有者の皆さんには日頃心掛けていただきたいと思ひます。又、所有者のうちで不用の犬がある場合は、知事の指定した捕獲人が処置致しますので役場へお知らせ下さい。

尚、すでに承知されている方も多いと思いますが、犬の所有者として常に留意すべき点についてお知らせ致します。

一、まず犬を所有したときは(生まれたときは生後三ヵ月後)直ちに役場を経て知事あて登録を申請し、交付された鑑札は犬に必ず着けておかなければなりません。万一、鑑札を紛失したりき損したときは役場へ再交付の申請をして下さい。

二、犬の所有者は、狂犬病予防法により狂犬病の予防注射を六ヵ月ごとに受け、交付された注射済票をその犬に着けておかなければなりません。尚、無鑑札及び注射済票を着けてなくて放し飼ひされている犬は、狂犬病予防法による予防員又は捕獲人により捕獲される場合があります

三、犬の所有者が住所を変えたとき、又は犬の所在地を移したときは三十日以内に役場へ届出て

下さい。

四、所有する犬が死亡したとき、又は犬を所有しなくなったときは、鑑札及び注射済票を添えて役場へ届して下さい。

五、犬の所有者が変ったときは、

新所有者が三十日以内に届出して下さい。

六、一、二、の事項を守らなかった所有者には三万円以下の罰金が処せられることになっております。

労災保険とは

どんな保険か

愛知労働基準局林業災害補償

連絡指導員 石井照一

全国の工場や山林の事業場では日々沢山の労働者が働いて、そうしてこれ等の労働者は常に多かれ少なかれ業務災害の危険にさらされています。これ等労働者のその精神的、肉体的苦痛は言うまでもありません、その家族もたちまち生活におびやかされることになり、言つまでもなく労働者が後顧の憂なく安心して労働に従事し生産の向上に努めることがその事業場を発展させるための最も必要な条件であります。既に御承知の通り一人でも他人を使用して事業を営む者にはすべて労働基準法が適用されるのであります。事業主

が発生した場合に政府が事業主に代って迅速かつ公正に災害補償を実施し、被災者及び遺族を保護し、併せて使用者が負担する災害補償責任を保険制度によって行なわれるのであります。これを詳しく説明しますと、一度災害が発生するとこれに要する災害補償は少くとも数万円も、死亡者でも出ますと百万円以上の多額を要します。事業主等で一時に多額の負担に堪えられず災害補償が完全に履行されなかったり、或は著しく遅れたりして労働者の権利が侵害され労働者の紛争の種となるのみならず、労働基準法違反の罰にも問われることとなります。このような種々の問題を解決するためにあらかじめ事業主の方が保険加入の手続をし、保険料を納めることによってどんな大きな業務災害が発生しても法律に定められた基準によって確実に、そして迅速公正に被災労働者又は、遺族に災害補償をすることを主な目的とし、さらに被災労働者に積極的な福祉を計るため種々な保険施設をも併せて行うことになっております。労災保険法は今のべたように労働基準法に定められた災害補償の裏付けと

しての法律でありますからその対象は労働基準法の適用事業場と同じであります。その適用事業は(強制適用)事業の規模によって当然保険加入をしなければならない事業。又は(任意適用)保険加入をするかしないかが任意とされている事業とに区分されており、その場合保険加入をした事業主は保険料を納める義務があることは言うまでもありません。保険加入をしない事業場の労働者の災害の発生した場合の補償は労働基準法に基き事業主が当然補償の責任があります。東栄町におきましては木材伐出業は(強制適用)事業であるから全員加入致しております。その他の林業として林業家自己山林の(間伐、枝打、下刈、植込)等に人夫を使用する場合は(任意加入)であります。労働者が後顧の憂なく安心して労働に従事することのできるよう労災保険に皆さん加入せられたい。又自己山林所有者が立木の採採造材をして木馬夫、索道夫等を使用して土場に搬出し素材売却をされる方は木材伐出業として労災保険の加入をしなければなりません。昭和三十一年一月から十二月までの東栄

町林業関係災害発生件数は四四件、その療養補償費は約一〇〇万円、障害補償費二件、四三万八千円、休業補償費二二件(一六六二日分)六八万六千円
合計二二万六千円の労災保険法

元本五〇万円まで非課税

少額貯蓄優遇制度実施さる

四月一日からみなさんなじみ深い国民貯蓄組合制度が廃止され新たに少額貯蓄非課税制度が発足し、また税率も一〇%から五%に引き下げられましたので、そのあらましをお知らせします。

改正の要点

今回の改正の目的は次の二つとなっている。

その一つは今まで預貯金利子等に対する源泉課税の税率が一〇%であったものを五%に引き下げるとともに、この措置を二年間存続させるという点。

もう一つは、これと同時に従来の国民貯蓄組合制度を廃止してこれに代るものとして新たに少額貯蓄非課税制度を設けるという点である。

どうして改正されたか
現在の変転しつつある国際経済

の給付を不幸な被災者の方が受けておられます。以上簡単に申述べました。加入の手続、補償費の請求法、保険料率等につきましてはお尋ね下されば詳しくお答え致します。

環境の下で貿易が自由化の一層の推進を図りながら、わが国経済が新しい安定成長の道を歩むためには従来にもまして輸出の増強、産業基盤の強化等を図る必要があるが、これがこれらに必要な資金の供給源としての国民貯蓄の増加がきわめて重要となる。そこで今般預貯金利子に対する優遇措置を一段と強化して貯蓄の推進を図ることとしたものである。

預金利子等の源泉課税 税率引き下げについて

利子等の源泉税率は、従来一〇%であるが、昭和三十八年四月以降二年間に支払われるべき利子等については、これが五%に引き下げられた。したがって、四月以後に行なう貯蓄はもろろんのこと、今までの貯蓄についても、四月以降に満期となる預貯金の利子等に

ついては預入日にさかのぼってすべて五%しか税金がとられず、非常に有利になったわけである。
少額貯蓄非課税制度とは

一、制度の趣旨

従来小額の貯蓄を優遇するための措置としては、国民貯蓄組合法があったのであるが、その運営に一部適正を欠くものがあり、そのため昨年改正が行なわれた。しかし、また濫用の防止という面では十分でない点があったので、今般さらに適正化を図るとともに、この際少額貯蓄優遇の趣旨を一段と進めて組合員以外の一般大衆に対しても免税の特典を認めることとし、従来の国民貯蓄組合制度に代って少額貯蓄非課税制度を設けることとしたものである。

二、非課税貯蓄の範囲

①一人一種類

非課税の対象となる貯蓄の範囲は一人について次に述べるもののうちの一の種類で、かつ組合や銀行等の一店舗に預入されたもの(有価証券については、証券会社の一店舗で購入し且つ、保管を依頼したもの)ということになっていく。つまり一人一種類一店舗に限ることになっている。

②預貯金

③共同運用信託

④公社債および公社債投資信託

三、非課税の限度

一人五十万円

非課税扱い貯蓄の元本は五十万円までとなっている。すなわち後述べる「申告書」と「申込書」を提出して貯蓄を行なった場合、その貯蓄が利子配当の計算期間中を通じて五十万円以下であるときには、その貯蓄の利子等については、所得税がかからないことになる。

四、非課税手続き

非課税手続きについては、たとえば米を買う時のことを例にとれば、米屋に登録する場合の手続きと次に米屋に行つて十キロ、二十キロと買う場合の手続きと二つに分けることができ、前の登録に当るものが「非課税貯蓄申告書」であり、個々の買戻しに当るものが「非課税貯蓄申込書」である。

(イ)非課税貯蓄申告書の提出

非課税の扱いを受けようとする時は一番最初に非課税貯蓄の預け入れ等をする際にその預け入れ先の店舗を通じて、その預金者の住所地の所轄税務署長に対し、非課税貯蓄申告書を提出しなければならぬ。この点は、従来の国民貯蓄組合制度と非常に変わった点で

あり、結局この申告書が税務署に行くことによって、税務署で二重加入や架空名義等のチェックを行なうことができる仕組みになっているわけである。

なお、この申告書には、住所氏名および貯蓄の種類それから店舗名を記載するだけで、金額は一切記入しないことになっている。

(ロ)申告者の確認

この申告書を受け取った組合銀行等は、住所氏名が真実であるかどうか確認して取りまとめ税務署へ送付することになる。

(ハ)預け入れ等の際の手続き

非課税貯蓄申込書

次に実際に預金をする際には、さきに申告書を出した銀行の店舗等に対して、非課税貯蓄申込書を提出することになっている。

この申込書には、住所氏名のほか、貯蓄の種類、および金額を記載することになっているが、この申込書は貯蓄の受け入れ先にとりて税務署には送付しない。

金融機関の店舗等は、この申込書に基づいてその預金者の貯蓄の残高を確認し、五十万円以下である場合にはその利子等を非課税扱いとするわけである。

その他疑問の方は役場又は各金融機関へご照会下さい。

誘かい事件の防止について

本郷駐在所 高木唯男

皆さん新聞、テレビ、ラジオ、

その他の報道で誘かい事件は知っていただき協力していただいで居ります。本年三月三十一日午後六時ごろ東京都内公園附近に遊んでいた、村越吉展ちゃん四歳の誘かい事件以来本県においても四月までに二件発生検挙しました。

本郷は農山村と云えども油断は出来ません。何時誘かいが起らないとも限りませんから是非皆さんに知っていただき、誘かいから子供を守ることを次に挙げますから参考にして誘かい事件防止につとめましょう。

一、誘かいの目的は子供おしさに身のしろ金をとる。売り飛ばして金にする。子供連れ出して性的いたずらをする。子供がかわいくてたまらず連れて歩く。いたずら半分連れ出す。恨みをほらすため子供連れ出す。

二、ねらわれる子供人見知りしない子供。世間知らずに育てられている子供。ひとり歩き、ひとり遊びの子供。愛情に飢えてる子供。

三、連れ出す方法

一、童心を悪用する。「おかあさんが待っている」「おとうさんが交通事故で入院したいしょに行こう」等といつて連れ出す。

二、子供の興味をそとる。「自動車に乗せてあげる」「自動車で乗せてあげる」等と乗り物で誘う。

三、子供の好きなものを与える。「お金、おもちゃ、お菓子を買ってあげる」等金品や食物で誘い出す。

四、子供の恐怖心をあおる。「おそろしい人が来る、おばけが出る」等とおとくす。

五、相手の弱点をつく。「うちをきかないと家に知らす。友達にいいふらす」等困らせて連れ出す。

六、誘かいされやすい場所イ 登校、下校の途中、公園、遊園地などの子供が集まる場所

ロ 墓地、さみしい山道、人家のない場所

七、誘かいの手にかからせないために

一 家庭における平素のしつけとしてイ 他人に接するとき。知らない

人に話しかけられたとき。

ロ 知らない人から物をもらった物をくれるといわれたとき。

ハ 知らない人から遊ぼうといわれたとき。

二 知らない人から呼出されたとき。

ホ 知らない人につきまとわれたとき等知らない人に接するときの心得を教えること。

六、保護者の平素の心構えとして

子供を長時間、目のとどかない所で遊ばせないこと。近くで遊んでいるからといって油断しないこと。子供を一人で遠くに使いに出さないこと。子供が出かけるときは必ず行き先を告げるよう教えること。下校その他帰宅時間が過ぎても帰宅しないときは、行き先に連絡して所在を確かめること。

お願い

かわいそうな村越吉展ちゃん誘かい事件犯人に関係のあることを知っている人は速やかに警察にお知らせ下さい。

四日 御園稚蚕飼育所改築しゅん

六日 東栄町議会臨時会役場

八日 第六回県和牛共進会足助

九日 経口ポリオワクチン一斉投与

十二日 東栄町農業協同組合総会

十三日 商工会役員会役場

十四日 東栄中学校産振法実施状況監査

十五日 婦人学級開講式

十六日 教育委員会役場

十七日 学校耐力度調査御園、奈根小学校

十八日 学校耐力度調査中設寮

二十日 厚生委員会役場

二十一日 小野、松久保住宅水道工事検査

二十二日 土木事業推進陳情新

二十三日 山村茶園造成事業打合

会役場

学校耐力度調査小林古戸

小学校

農災、単県土地改良事業検査

二十四日 学校耐力度調査中設

栄小学校

交通安全推進協議会役場

社会福祉協議会役場

二十五日 衛生委員会本郷三輪

二十六日 衛生委員会古戸粟代

東栄町商工会総会農林会

館

二十七日 管内小中学校教頭会

役場

表作況及び病害発生状況調査

衛生委員会御園足込地区

伝染病舎建築委員会現地

二十八日 衛生委員会御殿下川

地区

二十九日 二級国道整備工事陳情

建設省

三十日 東栄町森林組合総会農

林会館

五月の行事

一日 農業災害、単県土地改良事業受益者会議役場

狂犬病予防接種(一日〜二日)

会役場

学校耐力度調査

小学校

農災、単県土地改良事業検査

二十四日

交通安全推進協議会

社会福祉協議会

二十五日

衛生委員会

二十六日

東栄町商工会総会

館

二十七日

管内小中学校教頭会

役場

表作況及び病害発生状況調査

衛生委員会

二十八日

伝染病舎建築委員会

地区

二十九日

二級国道整備工事

建設省

三十日

東栄町森林組合

林会館

三十一日

農業委員会

役場